

# 建設業許可の主な要件・ポイント

※要件を満たしていても、必要書類をそろえることができなければ申請不可

## 1. 経營業務の管理責任者(常勤)の設置

●許可を受けようとする業種の建設業で5年以上、許可を受けようとする業種以外の建設業で6年以上の経営の経験を有する者(法人の場合は取締役、個人の場合は事業主又は支配人)

## 2. 専任技術者(常勤)を営業所毎に有していること ※一般建設業の場合

●次のいずれかの要件を満たしている者

①国土交通大臣が定めた資格を有する者(免許等の国家資格者)

②許可を受けようとする業種の建設工事において通算で満10年(120か月)以上の実務経験を有する者

③指定学科を卒業し、高卒で満5年(60か月)以上、大卒で満3年(36か月)以上の実務経験を有する者

## 3. 財産的基礎又は金銭的信用を有していること ※一般建設業の場合

●自己資本(純資産合計)額が500万円以上であること又は500万円以上の資金を調達する能力(500万円以上の預金残高証明書が発行可能)を有すること

※決算期末到来の新設法人で、設立時の資本金(登記上)が500万円以上の場合は預金残高証明書は不要

※更新時及び業種追加時において、許可を受けてから5年以上経過している場合は不要

## 4. 会社の事業目的(法人登記簿謄本)に許可を受けようとする業種の建設業が具体的に記載されていること ※法人の場合

[建設業29業種] ※一式工事とは、総合的かつ複合的な内容の元請工事

土木(土木一式)工事業、建築(建築一式)工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

## 5. 法定保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)に加入していること ※加入義務がある場合

## 6. (建設業法上の) 営業所を有していること

- 本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所

### 【営業所の要件】

- ①請負契約の見積り・入札・契約締結等の実体的な業務を行っていること
- ②電話・机等を備え、住居部分等とは区分された「**事務所(事業用)**」として使用できること ※賃貸の場合は要注意
- ③経營業務の管理責任者又は令第3条の使用人(①の権限を付与された支店長・営業所所長等)が常勤していること
- ④専任技術者が常勤していること

## 7. 請負契約に関する誠実性を有していること

許可を受けようとする者が、個人の場合は**事業主及び支配人**が、法人の場合は**その法人・役員・支店長・営業所所長等**が、請負契約に関して不正、又は不誠実な行為をすることが明らかなものでないことが必要。(法第7条第3号)

- (1)**不正な行為**…契約の締結、又は履行に際し、詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為
- (2)**不誠実な行為**…工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について契約に違反する行為

上記以外に次に該当する場合も原則として誠実性の基準を満たさない取扱いとなる。

- (3)申請者が、建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより、**免許等の取消処分**を受け、その最終処分から**5年**を経過しないものである場合、**暴力団**の構成員である場合、又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合。(ここでいう「暴力団」は、指定暴力団か否かにかかわらない。)

※許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)・(2)に該当する行為をした事実が確知された場合又は(3)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱う。

※法人役員とは、株式会社及び特例有限会社の**取締役**、合名会社・合資会社及び合同会社の**業務を執行する社員**、委員会設置会社の**執行役**、協同組合・協業組合及び企業組合等の**理事等**(執行役員・監査役・会計参与・監事及び事務局長等は含まない)のこと。

## 8. 許可の拒否要件に該当しないこと

次の事項に該当する者は、許可を受けることができない。

建設業法第8条の欠格要件		備 考
〔 新規更新の許可を受ける際及び許可後において次の要件にかかわる者がいる場合、許可申請の拒否・取消処分となるので注意 〕		
1	成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不正手段(虚偽の申告等)により建設業の許可を得た</li> <li>●同法第28条第1項各号の一に該当する内容で情状特に重い行為を行った</li> <li>●同法の営業停止処分に違反した</li> </ul> 上記の理由により建設業許可の取消処分を受けた日から <b>5年</b> を経過しない者	処分の日の以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
3	同法の取消処分を受ける前に行われる行政手続法の聴聞の通知を受け取った日以後に廃業届出した者で、届出の日から <b>5年</b> を経過しない者	届出の日の以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
4	上記の聴聞の通知を受け取った日前60日以内にその法人及び個人事業者の役員及び建設業法施行令3条の使用人であった者で、廃業届の届出の日から <b>5年</b> を経過しない者	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他法令違反</li> <li>●工事の施工管理が著しく不適當</li> </ul> 上記の理由等で同法第28条による営業停止処分の期間中の者	
6	法人の役員、個人事業主、建設業法施行令3条の使用人で同法第29条の4による営業禁止処分中の者	処分の日の以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
7	懲役刑等禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またその刑の執行を受けることがなくなった日から <b>5年</b> を経過しない者	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業法の規定違反</li> <li>●建設工事の施工に関する法令違反</li> <li>●建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反</li> <li>●暴力団員による不当な行為の防止に関する法令違反</li> <li>●刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合罪)、第222条(脅迫罪)、第247条(背任罪)の罪</li> <li>●暴力行為等処罰に関する法律の罪</li> </ul> 上記の罪を犯したことにより、罰金の刑に処され、その刑を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から <b>5年</b> を経過しない者	建設業法施行令第3条の2参照
9	未成年者の法定代理人が前1から8に該当する者	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力団員等がその事業活動を支配する者</li> <li>●暴力団員又は暴力団員でなくなった日から<b>5年</b>を経過しない者</li> </ul>	平成27年4月1日から要件に追加